

商品券の会計処理

著者: 有限責任監査法人トーマツ 塩原 智弘(公認会計士)

1. はじめに

商品券とは、券面に記載された一定金額の商品を提供してもらう権利のある有価証券である。主に百貨店やスーパーマーケットなどの小売業者が発行し、贈答用などに利用される。商品券には、使用形態に着目すると、(1)発行した企業が運営する店舗等でのみ利用できる「自社発行券」、(2)使用できる店舗等が発行企業に限定されず、全国百貨店協会などに加盟する企業間で共通して利用できる「共通券」、の二つに大きく分類される。本稿では、商品券に関する一般的な会計処理や商品券回収損失引当金の考え方について解説する。

2. 商品券に関する一般的な会計処理

自社発行の商品券に関する一般的な会計処理は以下のとおりである。

①発券時

発券段階では、商品等の引渡しは行われていないので、前受金や預り金と同様に「商品券」として負債に計上する

②商品引換え時

商品引換えの段階で売上を計上する。自社発行券の場合、発券段階で負債に計上されているので、商品券勘定を取崩す。

③商品券発券から一定期間経過後

会計実務上、法人税法に従い商品券発行から一定期間経過後、未使用なものがあれば商品券勘定を取崩し、雑収入として処理する場がある。また、会計上雑収入に計上していても、使用期限の記載の無い商品券などは法律上の債務が消滅していないので、後に商品券が使用される場合がある。この場合、商品券はすでに負債に計上されていないので、売上を計上すると同時に雑損失を計上する。

【例1】 商品券の会計処理

【前提条件】

- 顧客に対して自社商品券を10,000円発券、うち、8,000円相当分が実際に商品などと引換えられた。
- 発券から一定期間経過後においても残額の2,000円相当分が未使用として残っていた。
- 雑収入処理した商品券2,000円のうち1,000円分が使用され、商品と引換えられた。

【会計仕訳】

① 発券時			
(借)現金及び預金	10,000	(貸)商品券	10,000
② 商品引換え時			
(借)商品券	8,000	(貸)売上高	8,000
③ 発券から一定期間経過後*1			
(借)商品券	2,000	(貸)雑収入	2,000
④ 雑収入処理後に商品と引換えられた場合*2			
(借)雑損失	1,000	(貸)売上高	1,000

*1: 未使用分を収益として処理します。

*2: 売上計上と同時に、損失処理します。

3. 商品券回収損失引当金

このように、発券から一定期間経過後に雑収入処理した商品券が使用された場合、収益認識後に損失が発生する。この点について、監査・保証実務委員会実務指針第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」では、負債計上の中止処理後、将来返還(支払)請求に応じた場合費用が発生することになるため、将来の返還(支払)リスクに対する備えとして引当金計上の要否を検討する必要がある、とされている。

したがって、将来発生すると予想される損失について、引当金の計上要件を満たす場合には、損失の発生金額を合理的に見積もった上で引当金として計上する。具体的には、雑収入処理(負債計上を中止)した未使用の商品券に対して、過去の発行履歴や使用実績などに基づき、将来使用されると見込まれる金額を算出し、引当金を計上する。この場合、上記例1の「雑収入処理後に商品と引換えられた場合の会計処理」は、売上計上と同時に引当金を取り崩すことになる。

【例2】商品券回収損失引当金の会計処理

【前提条件】

- 期末時点において、発券から一定期間経過時において未使用であった商品券2,000円は雑収入として処理されている。
- 過去の発行履歴や使用実績から、1,000円分は今後使用されると見積もられた。

【会計仕訳】*1

(借)商品券回収損失引当金繰入額 1,000 (貸)商品券回収損失引当金 1,000

*1: 負債計上を中止した商品券2,000円のうち、将来使用が見込まれる分(損失の発生が見込まれる分)1,000円を引当金として見積り計上します。

なお、本文中の意見に関わる部分は私見である。

今回記載した内容については、2013年3月に中央経済社から刊行された『Q&A業種別会計実務・6 小売』（トーマツ コンシューマービジネス インダストリーグループ著）にも詳細を記載していますので、ご参照ください。

また、本稿はトーマツ コンシューマービジネスメールマガジンにてご紹介した記事です。同メールマガジンでは、消費財、小売などのコンシューマービジネス業界におけるトピックスを配信します。

トーマツグループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報をWebサイトに掲載し、その情報を「トーマツ メールマガジン」として無料で皆さまにお届けしています。

ご登録をご希望の方は、トーマツグループ Webサイト(下記ご参照)からお申込みください。バックナンバーもこちらよりご覧になれます。


ナレッジ > トーマツメールマガジン www.tohmatsu.com/mm

トーマツメールマガジン 検索

メールマガジン一覧

- トーマツ総合メールマガジン
- トーマツIFRSメールマガジン
- デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン
- コンシューマービジネスメールマガジン
- ライフサイエンス ニュースレター
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン
- トーマツ チャイナ ニュース
- ヒューマン キャピタル ニュースレター
- グロース エンタープライズサービス メールマガジン

配信お申し込み



すでにセミナーにお申込されている方はQRコードからお申し込みください



有限責任監査法人トーマツ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル
Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601
www.tohmatsu.com/dtc

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異なる可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。